

登録制の施行に向けた対応について

厚生労働省 老健局

2026年 7 月29日

- 本検討会取りまとめ（昨年11月）及び社会保障審議会介護保険部会における議論を踏まえ、本年6月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において所要の改正を盛り込んだところ（6月25日公布）。
- 本検討会においては、登録制の施行に向けてこれまでの議論を具体化すべく、**次に掲げる事項について、以下の観点を踏まえご議論いただきたい。**

- ・ 入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応
- ・ 現行の標準指導指針や、特定施設やサ高住における基準
- ・ 全ての有料老人ホームにおいて尊厳や安全性等の確保が求められること
- ・ 自治体や事業者等の事務負担や、登録制への円滑な移行
- ・ 自治体の介護保険事業（支援）計画における高齢者住まいの位置づけ 等

1 登録基準等について

- （1）登録基準
- （2）届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

- （1）自治体や事業者の事務手続き及び情報公表
- （2）介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業者の優良認定制度について

登録制の施行に向けた当面の進め方

日程

議事

第8回	7月29日	○これまでの議論の経過及びご議論いただきたい論点 (登録基準、登録事務 等について) ※「社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立のご報告
第9回	9月18日	○登録制の施行に向けた対応について
第10回(案)	10月頃	○登録制の施行に向けた対応について(まとめ)
	秋頃	社会保障審議会介護保険部会への報告
	年内(予定)	政省令の公布

※本年6月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立(6月25日公布)

※登録制の施行日は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

1 登録基準等について



(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

議論の前提となる考え方

- 登録基準については、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、高齢者の尊厳の保障、サービスの質の確保といった観点から、職員体制や運営体制に関する一定の基準を法令上設ける必要がある。
- また、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであることを踏まえた人員・施設・運営等に関する基準を設ける必要がある。
- 今般の改正後の老人福祉法において、都道府県が登録基準（条例）を定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準について、人員配置・適切な介護サービスの利用等の確保に関する事項・運営に関する事項の一部（入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの）は従うべき事項、設備に関する事項その他の事項は参酌する事項とされている。

論点

- 入居者の尊厳や安全性等の確保のため、サービスの質や事業運営の透明性に関し、登録基準を設けることが必要ではないか。
- 登録基準については、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、特定施設やサ高住との均衡に配慮しながら定める必要があるのではないか。
- その際、入居者の処遇や安全性の観点から、介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の対応を想定した基準が必要ではないか。
- 一方で、ホームによる指導指針の遵守状況や職員の配置の実態、その他の実情を十分に踏まえる必要があるのではないか。また、基準の遵守に際して時間を要する場合には一定の配慮が必要ではないか。

■有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ（令和7年11月5日）（抄）

（具体的な基準について）

- こうした一定の有料老人ホームについては、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、高齢者の尊厳の保障、サービスの質の確保といった観点から、職員体制や運営体制に関する一定の基準を法令上設ける必要がある。
- また、併設介護事業所が提供するサービスや職員体制・運営体制との関係が曖昧にならないような基準を示す必要がある。
- こうした制度を導入する場合、事業開始前に満たすべき項目として、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであることを踏まえた人員・施設・運営等に関する基準を設ける必要がある。
- 具体的には、介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の対応を想定した職員の配置基準、ハード面の設備基準、虐待防止措置、介護事故防止措置や事故報告の実施等について法令上の基準を設ける必要がある。また、看取りまで行っている有料老人ホームについては、看取り指針の整備が必要と考えられる。
- 特定施設と同様に、認知症ケア、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化、介護予防、要介護度に応じた適切な介護技術に関する職員研修も、既に何らかの介護関係の資格を有している場合等を除き、必要である。
- こうした基準等の策定に際しては、自治体ごとに解釈の余地が生じにくい具体的な形で規定する必要がある。また、各地域における実情を反映できるよう、一定の事項については参酌基準とすることが適切である。

（参入時の規制のあり方について）

- 導入される制度は、公平性の観点から、新設の有料老人ホームだけでなく、既存の有料老人ホームで要件に該当するものに対しても適用される必要がある。その際、既存の有料老人ホームが新たな制度へ移行するに当たっては、有料老人ホーム事業者における対応の検討や体制等の整備、また、都道府県等の事務負担に鑑み一定の経過措置が必要である。

（ケアマネジメントのプロセスの透明化について）

- 入居契約において、有料老人ホームと併設・隣接、もしくは同一・関連法人や提携関係等のある介護サービス事業所やケアマネ事業所の利用を契約条件とすることや、利用する場合に家賃優遇といった条件付けを行うこと、かかりつけ医やケアマネジャーの変更を強要することを禁止する措置を設けることが考えられる。
- また、有料老人ホームにおいて、入居契約とケアマネジメント契約が独立していること、契約締結やケアプラン作成の順番といったプロセスにかかる手順書やガイドラインをまとめておき、入居希望者に対して明示することや、契約締結が手順書やガイドライン通りに行われているかどうかを行政が事後チェックできる仕組みが必要である。

（住まい事業と介護サービス等事業の経営の独立について）

- 有料老人ホーム運営事業者が介護サービス等と同一・関連事業者である場合は、当該有料老人ホームの事業部門の会計と、介護サービス等部門の会計が分離独立して公表され、その内訳や収支を含めて確認できることが必要である。

■介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

（有料老人ホームにおける安全性及び質の確保）

- こうした制度を導入する場合、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の対応を想定した職員の配置基準、ハード面の設備基準、虐待防止措置、介護事故防止措置や事故報告の実施等について法令上の基準を設ける。

（いわゆる「囲い込み」対策の在り方）

- 有料老人ホームへの入居時に、入居希望者への自由なサービス選択が確保されることが重要であり、有料老人ホームと併設・隣接する介護サービス事業所が同一・関連法人、若しくは提携関係等にある場合において、居宅介護支援事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制の確保として、指針の公表、施設長・管理者への研修、相談担当者の設置等の措置を行うことが適当である。
- また、入居契約において、有料老人ホームと併設・隣接、若しくは同一・関連法人や提携関係のある介護サービス事業所や居宅介護支援事業所の利用を契約条件とすることや、利用する場合に家賃優遇といった条件付けを行うこと、かかりつけ医やケアマネジャーの変更を強要することを禁止する措置を設けることが適当である。
- 有料老人ホーム運営事業者が介護サービス等と同一・関連事業者である場合は、当該有料老人ホームの事業部門の会計と、介護サービス等部門の会計が分離独立して公表され、その内訳や収支を含めて確認できることが必要である。また、看取りまで行っている有料老人ホームについては、看取り指針の整備が必要と考えられる。

■老人福祉法（昭和38年法律第133号）（抄）（社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後）

（登録の基準等）

第二十九条の十八 都道府県知事は、第二十九条の十六第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一 当該設置しようとする有料老人ホームにおける入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。

イ 書面による契約であること。

ロ 厚生労働省令で定める不当な条件を付さない契約であること。

二 当該設置しようとする有料老人ホームの設置者が、運営に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項を定めていること。

三 当該設置しようとする有料老人ホームが、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの設備及び運営について都道府県の条例で定める基準に適合していること。

2 都道府県が前項第三号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームに配置する職員及びその員数

二 登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの入居者の介護保険法第八条第二十四項に規定する指定登録施設サービス等及び同法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等の適切な利用及び当該利用のための連絡調整その他の便宜の提供の適切な確保に関する事項

三 登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの運営に関する事項であつて、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第8回検討会における主なご意見

【契約に関する基準について】

- 主治医やケアマネジャーの変更を入居の要件とするような「囲い込み」は是正すべき。問題なのは「囲い込み」よりも過剰サービスであり、指導監督において、居宅サービス利用が多いほど家賃が減免されるような不適切な契約書や運営マニュアルになっていないか、あるいは医療・介護サービスとは明確に区分した不動産事業経営となっているかどうかについて着目すべき。
- かかりつけ医やケアマネジャーの変更を強要することを禁止する措置については、例えば事例に即した対応方法の提示や、該当するケースや該当しないケースなどを例示いただくことも検討いただきたい。
- 契約する前の広告や案内のときから、住宅型か、特定施設か、わかりやすく明確に示し、利用者が納得して選択できる環境を整備することが重要。
- 契約締結前に重要な事項について書面を交付して説明するということにはなっているが、書面の内容や説明の仕方、時期などについても、基準策定に当たっては検討していただきたい。
- 契約締結に当たり、契約条項において、入居者に不利な契約の内容になっている場合なども想定して、検討を進めていただきたい。
- 少なくともホームが提供できるサービスの内容や、そこでの事業者の責任の範囲といった重要な情報を入居者に事前に誤解なく理解できるように分かりやすく示す必要がある。
- 「住まい」と「サービス」をどのように整合性を取りながら登録基準をつくっていくかが重要。特に住まいの観点では、住宅政策においては居住権が保護されていることから、入居後に不当に退去や転居を強要されることがないように十分な配慮が必要。

第8回検討会における主なご意見

【人員基準について】

- 介護を必要とする人々が多数入居しているので、災害対応を含めて24時間にわたり建物内に人を配置することは必要。ただし、その配置を住まい単独として求めるのか、訪問介護などの介護保険サービスを組み合わせてもよしとするかについて議論が必要。この費用は全額自己負担となるため、生活保護受給者を対象とした住まいや小規模な住まいでは難しいのではないかと。そのため、大手の事業者以外の実態も把握した上で検討すべき。
- 有料老人ホームは住まいであって施設ではないため、介護保険施設のような人員配置を行うことはなじまない。人材不足の現状において、看護職員等の専従配置は求めるものではない。むしろ、地域全体の視点で考えるならば、連携により地域を支えていくべき。また、配置した人員の人件費全額が入居者全員の負担となる点にも留意が必要。
- 夜間の職員の加配や、看護職員・管理栄養士といった専門職の配置が必要となると、利用者負担に跳ね返る。なおかつ人材確保が困難な現状から、経過措置期間があっても、人員基準を満たせないために事業者が撤退することになっては本末転倒。事業の継続や新規参入が妨げられたり、利用者負担がさらに増えることがないよう、極力現行の指導指針の範囲内で検討する必要。
- 本市の指導指針上は、介護サービスを提供する有料老人ホームは常時1人以上の必要な職員を配置することと定めているが、併設介護事業所の職員が夜勤・宿直を兼務している施設もあるのが現状。介護分野全体で人材確保が困難な状況が続く中、過度に厳格な人員配置基準は事業者の負担増にもつながり、施設運営の継続にも影響を及ぼすおそれがある。そのため、利用者の安全確保を前提としつつ、現場の実情や人材確保の状況も十分考慮した基準としていただきたい。
- 入居者の状態に応じたケアを提供する体制を整備するため、登録制の対象となるホームについては介護および看護職員の最低限の人員配置を明示すべき。加えて、現に入居している中重度の要介護者等の数に応じた人員配置を検討する必要。ただし、小規模のホームの場合は外部サービスとの連携となることもやむを得ない。
- 登録有料老人ホームの登録基準は、現行の標準指導指針に合わせて実態に即した配置とされると、自治体の指導指針でより厳しい配置を求めている場合、夜間の対応が緩和されてしまうことになる。夜間の火災・災害等緊急時の対応を想定した一定程度の配置基準は定めてもよいのではないかと。
- 配置する時間帯や範囲ほかもう少し具体的な提示が必要ではないかと。ただし、各種のセキュリティやオンコール体制、外部委託で対応している場合、委託先や業務内容を重要事項説明書などで明示することで対応できることも検討してはどうか。
- 住宅型ホームは、住まいを基盤として外部の介護・医療サービスを活用するものであるから、特定施設の基準をそのまま適用するのではなく、制度上の違いを十分に踏まえた基準とすることが重要。特に看護職員や栄養士の配置、夜間常駐などを一律に義務づければ、利用料や住まいの供給にも影響する。安全確保に必要な事項に重点化し、緊急通報システムや外部サービスとの連携なども含め、従来どおり地域の医療・介護資源を活用できる柔軟な基準としていただきたい。

第8回検討会における主なご意見

【人員基準について】

- 安全確保の観点から、特に夜間の人員配置基準は議論すべきテーマと認識しているが、介護業界全体の深刻な人材不足を十分に踏まえた検討が必要。多様な有料老人ホームの現場の実態を十分に把握し、真摯に地域を支えている事業者や、現在生活している高齢者が困ることがないように、最低限確保すべき品質は何かについて慎重な検討をお願いしたい。
- 中重度の要介護者や看取りの方まで受け入れる登録ホームであるならば、有料老人ホームの類型や施設種別に関係なく、いずれの住まいを入居者が選択したとしても、同じような安全・安心が保障されるような人員配置基準としていただきたい。

【設備基準について】

- 簡易宿泊所で寝泊まりしている人が高齢化したため、その簡易宿泊所を住宅型有料にして一生懸命運営されているところがあるが、1人当たりの床面積が10㎡にも満たないケースもある。登録基準を厳しくすると、創意工夫の中でやってきている良質な住宅型有料が退場を促されてしまうことになるので、様々な観点から検討いただきたい。
- 既存の有料老人ホームの中には居室面積が13㎡未満であるなど、指導指針の基準を満たしていない施設も存在。登録制度の実効性確保には、既存施設が登録できない状況を生じさせないことも重要だが、一方で基準を過度に緩和すれば、サービスの質の低下につながる可能性もある。利用者保護と制度の実効性の両立が図られるようバランスに配慮する必要。
- 居室面積について、現行においても指針を満たしていない施設も登録有料老人ホームになるのか。現在入居者がいるため入居者保護の観点は必要だが、新規の登録施設との均衡を図ると、基準を満たしていない施設を登録することについて疑義がある。

【運営に関する基準について】

- 虚弱な高齢者が集住化しているので、災害対策等のBCPの策定は求めていくべき。
- 地域に開かれた有料老人ホームを目指すために、地域のボランティアの受入れや、有料老人ホームと地域住民の共同イベントの開催などを推進していくことも検討課題。
- 現在、国において事故報告様式等の整理が進められており、入居者の安全確保や事故発生の防止の観点からも、住宅型においても事故報告のあり方の検討は必要。
- 災害対応やBCPについて、現行の標準指導指針を例として、登録基準を設けることが必要。
- 利用者のサービス選択の自由を確保する方向性には賛成だが、例えばサービス利用の都度、複数事業者の比較説明などを一律に義務づけてしまうと、現場の負担が大きくなり、利用者にとっても手続が複雑になる。実務的で運用可能な仕組みとすべき。

登録基準に関する案

契約に関する基準

※厚生労働省令で定める基準

入居希望者による自由なサービス選択が確保されるよう、下記の事項については不当な条件に該当するものとして、そうした条件を付さないことを登録基準としてはどうか。

- 有料老人ホームと併設・隣接、もしくは同一・関連法人や提携関係等のある介護サービス事業所や居宅介護支援事業所、医療機関や訪問看護事業所、薬局の利用等を契約条件*とすることや、かかりつけ医や担当ケアマネジャーの変更等を強要すること
 - これらの介護サービス事業所等を利用する場合に家賃の軽減等の優遇措置を行うこと
 - 入居者の病院への入院や心身の状況の変化により合意なく居住部分を変更又はその契約を解約する等の、入居者保護の観点から不当と認められる条件を付すこと
- * ただし、例えば、地方部等において利用可能な事業所が限られるといった事情により、当該事業所を利用することが事実上不可欠となるような場合については、そのこと自体が不当な条件と解されるものではない。

<参考>

契約・説明プロセスに関しては、登録基準として求める事項と併せ、今般の法改正において、

- ・ 入居契約締結前の書面による重要事項説明の実施（入居対象者、ホームで提供する介護等の内容、他の介護サービス事業者と提携する場合にはその情報、職員配置等の事項）の義務付け
- ・ 提供する介護等の内容などについての誇大広告の禁止
- ・ 事業廃止・休止等の場合の届出及び入居者の転居・転所に係る必要な連絡調整の義務付け

といった措置を講じることとしている

登録基準に関する案

人員に関する基準

※厚生労働省令で定め、都道府県等が条例制定にあたって従うべき基準

高齢者の住まいである有料老人ホームにおいて、夜間・緊急時を含め入居者の尊厳や安全性等を確保するため、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、人員に関して以下の基準を定めることとしてはどうか。

- 管理者・生活相談員については、1名以上置くこと。ただし、支障がない場合、施設内及び他施設の職務に従事可能とする。
介護職員・看護職員については、提供する介護等の内容に応じ、利用者保護や入居者の健康管理の観点から、介護等の安定的な提供に支障がない職員体制を確保すること
(原則、夜間を除き、ホーム職員が常駐)
- 夜間・緊急時については、いわゆるオンコール*により、対応できる体制を確保すること
* 入居者からの連絡や入居者の心身の状況に関し通報する装置による状況把握に基づき、必要な場合には職員（連携先を含む）が出勤できる体制
※一定の経過措置期間を設けることとしてはどうか。
- 栄養士については、食事の提供を行う場合には、その食事に関し、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことができる体制*を確保すること
* 栄養士又は管理栄養士の関与の下で献立の作成等が行われること
- 機能訓練指導員については、機能訓練を行う場合はその内容に応じて確保すること

登録基準に関する案

設備に関する基準

※厚生労働省令で定め、都道府県等が条例制定にあたって参酌する基準

一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであること及びホームの実情を踏まえ、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、設備に関して以下の基準を定めることとしてはどうか。

- 建築基準法に基づく、用途・規模等に応じた規制に適合していること（一定規模以上等の場合、耐火建築物又は準耐火建築物等）。
- 消防法に基づく用途等に応じた規制に適合していること。
- 各設備について、以下のとおりとすること
 - ・居室については、原則個室とし、入居者 1 人当たりの床面積は 13㎡以上とすること。
 - ・廊下幅については入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能であること。
 - ・浴室、便所、食堂等について、入居者の利用に適したものとすること（緊急通報装置の設置等）。等
- ※ 既存の建築物を活用したホーム等については、基準を満たすことができない場合には、代替の措置を講ずるとともにその旨を入居者へ説明すること等としたうえで、当面の間における特例を設ける。
- ※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものにあつては、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 1 項に定める登録基準によること。

登録基準に関する案

運営に関する基準

※厚生労働省令で定め、都道府県等が条例制定にあたって従うべき基準（一部は参酌する基準）

サービスの質の確保やケアマネジメントの独立性の担保・プロセスの透明化、事業運営の透明性の確保のため、運営に関して以下の基準を定めることとしてはどうか。

【サービスの質の確保のための基準】

- 入居者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること、職員に対し定期的に研修を実施すること
- 虐待の防止・身体的拘束等の適正化、事故発生時の対応を講ずること
- 災害・感染症等を想定した業務継続計画（BCP）の策定、個人情報の取扱い、衛生管理等について、適切な措置を講ずること
- 協力医療機関を定めること
- 看取りまで行うとしている有料老人ホームについては、看取り指針を整備すること
- 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること

【いわゆる「囲い込み」対策のための基準】

- 登録施設介護支援事業者からの求めに応じ、入居者の状態や介護サービスの利用状況等ケアプラン作成等のために必要な情報を適切に提供すること
 - 入居契約とケアマネジメント契約の独立性・ケアマネジャーの独立性を担保する措置（契約締結やケアプラン作成に係る手順書・ガイドラインの策定及び重要事項説明における入居希望者への明示、施設長・管理者への研修、相談担当者の設置等）を講じること
 - 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること
 - ホーム設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと、希望するサービスの利用・選択を妨げないこと
 - 有料老人ホーム事業の会計と、介護サービス等関連事業の会計を明確に区分すること
 - 入居者紹介事業者を利用する場合は、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定等を行わないこと
 - その他、利用料等の設定、事業収支計画の策定、契約・説明プロセス、ハラスメント防止の措置、適正な広告等について所要の措置を講じること等
- ※新たに義務を課すこととなるものについては一定の経過措置期間を設けることとしてはどうか。

1 登録基準等について

(1) 登録基準



(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

議論の前提となる考え方

- 入居者の尊厳の保持や適切な処遇の確保は全ての有料老人ホームに求められるものであり、社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の老人福祉法において、「厚生労働大臣は、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持のため、厚生労働省令で、有料老人ホームの設置者がその介護等の供与の方法に関し遵守すべき事項を定めるもの」とされている。

論点

- 登録制の対象とならない有料老人ホームにおいても、入居者の尊厳や安全性等の確保のため、サービスの質や事業運営の透明性に関し、遵守すべき事項を定めることが必要ではないか。
- 遵守すべき事項については、現行の標準指導指針をベースに、登録基準に盛り込む事項を参照しつつ、入居者の処遇や安全性の観点から定めることが必要ではないか。
- 一方で、ホームによる運営の実態等を十分に踏まえる必要があるのではないか。また、遵守に際して時間を要する場合には一定の配慮が必要ではないか。

第8回検討会における主なご意見及び届出ホームが遵守すべき事項に関する案

(第8回検討会における主なご意見)

- 標準指導指針をベースに定めていただくことで差し支えないのではないかと。

遵守すべき事項

入居者の尊厳の保持や適切な処遇の確保は全ての有料老人ホームに求められるものであるため、届出ホームが遵守すべき事項に関し、今般定める登録基準と概ね同様に定めることとしてはどうか。

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について



(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

議論の前提となる考え方

- 都道府県及び事業者の事務負担に鑑み一定の経過措置を設けることとされている。
- 有料老人ホームに該当するサ高住や特定施設の指定を受けた「介護付き」有料老人ホームについて、サ高住の登録内容や特定施設の指定申請事項と、有料老人ホームについて新たに求められることとなる内容について、重複のないよう整理することが必要である。
- 入居希望者やその家族、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が活用しやすい有料老人ホームの情報公表システムが必要である。

論点

- 登録制への円滑な移行や事務負担の軽減の観点から、登録時の手続き等についてどのように考えるか。その際、既に一定の基準を満たすことについて行政の公証行為が行われている特定施設やサ高住が登録を受けるに当たっての簡素な事務手続き等についてどのように考えるか。
- 登録システムの構築に当たっては、自治体や事業者の事務負担に配慮し、サ高住情報提供システムと同様に、システム上で登録申請（届出）・審査・情報公表が完結する仕組みが考えられるのではないかと。その際、毎年の定期報告に基づき都道府県が公表している有料老人ホーム情報についても、同じ仕組みの活用が考えられるのではないかと。
- 情報公表システムに関して、現行の介護サービス情報公表システムを改修して、条件検索や視認性を高めるといった機能の充実を行うこととしてはどうか。

第8回検討会における主なご意見

【自治体や事業者の事務手続き】

- 登録手続きについてはサ高住で十分な実績があり、これまでの実情を踏襲すべき。
- 登録制度の導入に当たり、介護サービス情報公表システム上で事業者が登録申請を行い、自治体による確認後、そのまま公表につながるような仕組みにすることで、自治体と事業者双方の事務負担軽減につながるのではないかと。システムの概要について、できるだけ早期に示されることで、自治体の準備も円滑に進められるのではないかと。
- 更新頻度は登録有料老人ホームの5年ごとと特定施設入居者生活介護の6年ごとでずれが生じており、手続きのタイミングがずれた状態で運用することとなり、事業者と自治体の両者にとって事務の煩雑化及び事務の増加につながる。
- 登録システムの構築に当たっては、事業者と自治体の事務負担を軽減するため、サ高住情報提供システムと同様、システム上の登録申請や審査、情報公表が完結する仕組みを盛り込んでいただきたい。
- 法施行日や経過措置期間に自治体が行うべき事務について、早めにお示しいただきたい。
- 新制度ではサ高住等であり、登録有料老人ホームであり、さらに特定施設入居者生活介護事業所である場合には、3つの登録または指定申請が必要。円滑な移行や事務負担の軽減の観点から、移行期間中の事務を簡素化していただきたい。
- 事業譲渡や合併等により経営主体に変更が生じ、改めて届出や登録等を行った場合などの取扱いにつきましても、何らかの方向性を示していただきたい。
- 特定施設の指定と登録の二重手続にならないよう、特定施設の登録手続はできる限り簡素化し、登録手続の電子的届出を前提に準備を進めていただきたい。
- 有料老人ホームの登録システムを立ち上げるに当たっては、既存のサ高住の情報提供システムに入力されているデータを自動的に吸い上げる機能が必要。その後、データの変更、更新についても双方向を持たせることで、事業者と自治体の事務作業を軽減することができるので、ぜひとも検討していただきたい。
- 介護事業者における文書負担軽減の取組等が進められている一方、標準化を目指せば目指すほどより複雑なローカルルールが生じるようなケースも見られる。事業者の主体性を尊重することを前提とし、事業者及び自治体の事務負担に配慮する観点からも、より簡潔で効果的・効率的な仕組みづくりをお願いしたい。

第8回検討会における主なご意見

【情報公表】

- 情報公表システムについて、事業者側が一旦登録したものについて情報の共有が図られ、何度も同じものを事務手続きしなければいけないということにならないように配慮いただきたい。
- 利用者から見ると、様々な制度が乱立しているとかえって分かりづらいので、分かりやすいシステムになるようにしていただきたい。
- 登録制度によって、法律上、登録有料老人ホームと届出有料老人ホームが出来上がる。一般の国民には分かりにくく、登録有料老人ホームと届出有料老人ホームの違いを分かりやすく周知するとともに、選択に資するような分かりやすい正確な情報提供をお願いする。
- 介護サービス情報システムについて、民間事業者の紹介サイト等も参考にしつつ、検索や視認性を高め、医療ソーシャルワーカーやケアマネジャーだけでなく、自治体関係部署や利用者家族が的確に確認できるレベルを目指していただきたい。
- 登録制度は利用者や家族がホームを適切に比較、選択できる制度であるべき。そのためには情報公表の充実が重要だが、その前提として登録情報が正確かつ継続的に更新される仕組みでなければならない。事業者が同じ情報を複数の手続で提出、入力することのないよう、電子申請や既存届出情報の活用、行政システム間の連携によるワンスオンリーを徹底していただきたい。
- 情報公表システムについては、信頼できる終の住みかの選択の入り口となるよう、必要な情報を専門家でない一般の利用者も分かりやすくスムーズに比較検討できるような形での情報公表となることを期待。そのためには相当数の掲載というのがまず前提となるため、施設、自治体等の事務作業の面での課題についても検討するとともに、他の法律等による施設との公表項目の統一化も可能な範囲で検討いただきたい。

自治体や事業者の事務手続き及び情報公表に関する案

登録の申請に係る手続き

- 登録の申請手続きについては、以下のとおりとはどうか。
 - ・登録の申請書には、施設の名称等、入居対象者、ホームで提供する介護等の内容、他の介護サービス事業者と提携する場合にはその情報、入居者紹介事業者を使う場合の手数料設定の考え方等の記載を求めること
 - ・添付する書類として、誓約書（登録拒否事由非該当の旨）、入居契約に係る約款、重要事項説明書（入居対象者、ホームで提供する介護等の内容、他の介護サービス事業者と提携する場合にはその情報、職員配置等の事項を記載）、入居契約とケアマネジメント契約の独立性・ケアマネジャーの独立性の担保に関する書類、決算書・財務諸表等を求めること
- 特定施設の指定を受けているまたはサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）としての登録を受けている有料老人ホームが登録を受けるに当たっては、既に一定の基準を満たすことについて行政の公証行為が行われていることを踏まえ、事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおり簡素な手続きとはどうか。
 - ・特定施設の場合は、特定施設の事業所番号と併せて、登録に必要な最低限の情報（施設の名称等）、特定施設の指定申請で求めている内容に係るもの（入居者紹介事業者を使う場合の手数料設定の考え方、誓約書、入居契約に係る約款等）の提出で足りることとする
 - ・サ高住の場合は、サ高住の登録番号と併せて、登録に必要な最低限の情報（施設の名称等）、サ高住の登録申請で求めている内容に係るもの（入居対象者、入居者紹介事業者を使う場合の手数料設定の考え方、誓約書、入居契約に係る約款、重要事項説明書、入居契約とケアマネジメント契約の独立性・ケアマネジャーの独立性の担保に関する書類、決算書・財務諸表等）の提出で足りることとする

登録システム・情報公表

- 新たな登録システムの構築に当たっては、自治体や事業者の事務負担に配慮し、同登録システム上で登録申請（届出）・審査・情報公表が完結する仕組みとしてはどうか。その際、毎年の定期報告に基づき都道府県が公表している有料老人ホーム情報についても、同じ仕組みを活用することとしてはどうか。
- 登録有料老人ホームの情報公表システムに関して、現行の介護サービス情報公表システムを改修して、条件検索や視認性を高めるといった機能の充実を行うこととしてはどうか。

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表



(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

議論の前提となる考え方

- 地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護等のサービスが包括的に提供される前提となる高齢者の住まいの確保は重要であり、自治体における介護保険事業計画において、高齢者住まいの位置づけを整理することが必要。
- 社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の介護保険法では、市町村が定める介護保険事業計画において、有料老人ホームの入居定員総数について、現行では任意記載事項であるが、新たに勘案しなければならない事項として、介護サービスの必要量を見込む際の位置づけを強化をすることとしている。
- また、第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針の見直しに向けた議論においても、市町村が介護保険事業計画を策定するに当たって調和を図るべき計画として、立地適正化計画を明記することを検討しており、まちづくりと連動した形で将来介護サービスの確保を図る等の取組が想定される。

論点

- 自治体においては、特定施設の指定を受けていない有料老人ホームやサ高住について、入居定員総数等を総合的に勘案し、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの位置づけを明確にしたうえで、必要に応じて、特定施設への移行について議論することが考えられるのではないかな。
- 介護分野とまちづくりの分野の連携が一層図られる中で、有料老人ホームについても、今般の登録制の導入を契機に、まちづくりと連動した形で健全な発展を図っていくことが考えられるのではないかな。

第8回検討会における主なご意見

【介護保険計画策定における高齢者住まいの把握方法】

- どれだけの人が高齢者住まいに居住し、こういった要介護度や所得で、介護保険サービスの利用量はどれくらいか、看取りまで行えているのかが把握できると、介護保険施設と併せて住まいの整備をどのくらい増やすのか、あるいは高齢者人口の減少に伴い削減していくのか、保険者が推計できる。給付費データから把握する方法はあるが、高齢者住まいにフラグを立てられるようにしないと難しい。いずれの方法をとるにせよ、保険者すなわち市町村自らがデータを整理して分析するのは簡単ではないため、何らシステムやツールを構築しつつ、都道府県等のサポートが入ることを併せて検討いただきたい。

【特定施設入居者生活介護への移行】

- 介護人材等の確保ができるのであれば、入居者のニーズに応じて特定施設へシフトする意向がある場合には、総量規制を見直し、特定施設を認可していくほうが、入居者の処遇の改善にも有用であり、今後検討していくべきではないか。
- 住宅型有料老人ホームの特定施設への移行の選択肢に関しては、現在の特定施設の2類型で十分であるのか、新たな類型を設けるのかについて検討が必要。
- 本県の場合、入居者が隣接県や首都圏から参入していることにより、施設の所在地と介護保険の保険者が異なる入居者が多い施設が多数を占めている。所在地にとって、新たな施設ができることによって給付が増えるというわけではなく、影響が図りにくい状況である。移行することによる事業者側のメリットと市町村側のメリットをより具体的にお示しいただけるとありがたい。
- 安全性や安定した介護サービス提供ができる体制が必要であり、夜間の介護等サービス提供が必要な割合等も参考に、優先的に特定施設への移行が図れるようにすることを検討してはどうか。
- 事業者の選択に基づく住宅型の一般型特定施設への移行を進めることは良いと考えており、地域のニーズに応じて新規開設を含めた総量が適切に設定されることは必要。

介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけに関する案

介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

- 自治体においては、特定施設の指定を受けていない有料老人ホームやサ高住について、介護保険事業計画策定の過程で、入居定員総数等を総合的に勘案し、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの位置づけを明確にするために、必要に応じて、特定施設への移行について議論を進めるにあたり、厚生労働省と都道府県等が連携して、以下の対応を進めることとしてはどうか。
 - ・登録制の施行に伴い、管内の「住宅型」有料老人ホームに係る給付状況、移行による給付への影響などを簡便に把握する方法の整理
 - ・特定施設への移行を進めることによる事業者及び自治体のメリットについて調査・整理のうえ周知を図る
 - 介護分野とまちづくりの分野の連携が一層図られる中で、有料老人ホームについても、今般の登録制の導入を契機に、まちづくりと連動した形で健全な発展を図っていくにあたり、以下の対応を進めることとしてはどうか。
 - ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」*の推進に向けて、国土交通省をはじめ関係省庁と連携し取り組む
- * 医療・福祉・商業等の都市機能や居住を集約・誘導するエリアを設定するとともに、これと連携した地域公共交通ネットワークを構築することで持続可能な都市を実現する政策

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

議論の前提となる考え方

- 登録制の対象は、入居する要介護者等の安全の確保や、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者等を入居対象とする有料老人ホームとすることが適當。
- このほか、有料老人ホームの定義に関し、「食事の提供」について明確化する必要がある。

論点

- 登録制の対象は入居要件で判断するため、現に中重度の要介護者が入居していなくても、中重度になっても住み続けられるホームについても登録対象となることから、既存のホームのうち大半が登録制の対象になる。他方、中重度ではない要介護者であって、一定の認知症や医療ニーズを有し、中重度の要介護者に類すると考えられる方（複合的ニーズを有する方、難病の方等）を入居対象にするホームについても、登録制の対象とすることが考えられるのではないか。
- 自立の入居者が各個室のキッチンで自ら食事を作り、また、必要に応じて自らの意思で選択して併設の食堂を利用している等の場合には、「食事の提供」を行っているとは判断されないこととすることで差し支えないか。

第8回検討会における主なご意見

- 論点には賛同する。本来であれば全ての有料老人ホームを登録制にすべきであり、医療や介護の状態の変化によって住み続けられなくなることは好ましくない。
- 意思決定支援が必要な人が多く入居しているところを登録対象とすべきであり、要介護度や認知症自立度で一定の線を引くのが一つの方法。医療依存度に関しては、この間の高齢者向け住まいにおける過剰な医療の状況等を踏まえると、訪問看護における別表7、別表8の状態に該当する人たちが一定程度以上いるところとしてはどうか。
- 生活保護受給者は利用者負担がなく、低所得者の場合は高額介護サービス費により自己負担の上限が決まっているため、過剰な介護が発生するリスクが高く、権利侵害が生じやすい。そのため、低所得者が一定程度入居している場合も、登録基準の要件に含めるべきではないか。
- 住宅型の場合、日常生活自立度「Ⅱ」以上の割合が58.4%と特定施設と比較して高い。また、これまでの検討会で示されている通り、医療処置を要する入居者の割合については、特定施設と同程度となっていることを踏まえ、「医療が必要な方についての検討の視点」については、お示しいただいている特定施設の「入居継続支援加算」や介護医療院の基本報酬、さらに、訪問看護の別表第7・別表第8に定められている医療ニーズの高い状態や疾病などを参考として対象範囲を整理するなど、枠組みの検討が必要。
- 要介護者も入居するコレクティブハウスや障害福祉サービス対象者も含むシェアハウスなど、有料老人ホームに該当するか曖昧な事例も増加している。届出や登録に際し、どういった場合を対象とするかについて、自治体が取扱う場合の基準やガイドラインを示す必要があるのではないか。
- 中重度者と認知症や医療ニーズを有する入居者を受け入れるホームを登録制の対象にすることについて、解釈によって事業者の抜け道ができたり、自治体の運用にばらつきが出ることがないように、定義を明確化していただきたい。
- 住生活基本計画が閣議決定され、首都圏等の単身高齢者に優良な住まいを提供すべきとうたわれたことを受け、サ高住の補助要件を居室面積25㎡以上とし、早めに住み替えて健康寿命を延伸するようなサ高住の供給を促進しようという機運が高まっている。そのため、自らの意思で自炊や外食、食堂を選択できるような自立型のサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームの要件の一つである「食事の提供」に該当しないということを明確化すべき。また、自治体によって解釈のぶれがないように運用すべき。

登録制の対象に関する案

登録制の対象

- 中重度の要介護者を入居対象とするホームに加え、登録制の対象となるホームの要件については以下のとおりと
してはどうか。
 - ・ 要介護者であって、認知症の日常生活自立度がⅢ以上である者を入居対象とするホーム
 - ・ 要介護者であって、重度の医療ニーズを有する者又は一定の医療行為を受ける者*を入居対象とするホーム
- * 「特掲診療料の施設基準」別表 7、8 に掲げる者が想定される。

有料老人ホームの定義について（食事の提供）

- 自立の入居者が各個室のキッチンで自ら食事を作り、また、必要に応じて自らの意思で選択して併設の食堂を利用している等の場合には、老人福祉法第29条の「食事の提供」を行っているとは判断されないこととしてはどうか。

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度について

議論の前提となる考え方

- 高齢者やその家族等が、事業者団体が実施している現行の紹介事業者届出公表制度における行動指針にのっとり適切に事業を運営している紹介事業者を、確実に確認・選択できるよう、同制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業者を優良事業者として認定する仕組みを創設することが適当である。
- 制度の設計及び運用にあたっては、高齢者及びその家族、施設運営事業者、紹介事業者等の幅広い関係者に加え、利用者の立場に立った有識者の意見が反映される検討プロセスを確保するとともに、認定基準及び手数料に関するルール等の策定・運用状況について、不当な競争制限とならないよう制度の公平性及び透明性を確保することが求められている。

論点

- 優良認定制度の具体的な制度設計については、透明性が高い中立・公正な仕組みとするために、有料老人ホーム事業者、入居者紹介事業者、有識者等公益代表による三者協議の場において検討を進めることとしてはどうか。

第8回検討会における主なご意見及び入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度に関する案

(第8回検討会における主なご意見)

- 入居者紹介事業者の優良認定制度について、別の会議体で論点が整理され、優良認定制度によって入居者紹介事業の透明性確保と質の向上がさらに図られることを期待。
- 紹介事業者優良認定制度について、昨年以降、紹介事業者も、フランチャイズ型や地域密着型、あるいはAI等を活用したタイプなど、様々な類型や事業者が設立されてきている。利用者や御家族をはじめ、地域の行政機関関係者、ケアマネジャーや医療ソーシャルワーカー等との関係も含めて、この仕組みについても深く調査研究等により充実強化を図っていく必要があるのではないかと。
- 制度設計に当たっては、利用者にとって分かりやすく信頼できる基準とするとともに、事業者の創意工夫や健全な競争を損なうことのない合理的な制度としていただきたい。
- 入居者紹介事業者は当事者であるため、公平性を期するのであれば、入居者紹介事業者はオブザーバー参加、あるいはヒアリングの対象者とすることが望ましいのではないかと。

入居者紹介事業に係る優良事業者認定制度

- 優良事業者認定制度の具体的な制度設計については、現行の紹介事業者届出公表制度を前提に、紹介手数料の設定等について、透明性が高い中立・公正な仕組みとするために、有料老人ホーム事業者、入居者紹介事業者、有識者等公益代表による三者協議の場において検討を進めることとしてはどうか。